

▶ Newsletter from our FRANKFURT OFFICE (Tokyo - Frankfurt): *Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts-gesellschaft mbH*

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の欧州対応チーム及びフランクフルトオフィスよりニュースレターをお届け致します。当事務所は、日本弁護士に加え、ドイツ法その他の外国法の取扱経験が豊富な外国法事務弁護士から成るチームを擁し、日本法及びドイツ法実務を総合的に連携させることで、外国法共同事業を行っております。渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の欧州対応チーム、ヤンセン外国法事務弁護士事務所との外国法共同事業及びフランクフルトオフィス間の有機的な連携のもと、多種多様な業務に関して、日本法、ドイツ法及びEU法に関して日本語、英語及び／又はドイツ語を用いてアドバイスを行っております。

英国の EU 離脱 (Brexit) と金融機関等によるフランクフルト拠点の設立 ～ (2) 拠点設立とライセンス～

[Page 1/2]

2018 年 11 月 No.FRT_004

英国の EU 離脱が英国における金融機関に与える影響に言及した本シリーズの第 1 号では、Brexit による EU パスポートの喪失のおそれと金融機関等の対応について概説した。今回の第 2 号では EU の金融機関の法的形態、並びにライセンス取得の必要性及びその手続について概説したい。^[1]

法的形態に係る選択肢

銀行又は金融機関がドイツ国内に事業所を設立して、銀行業^[2]、金融サービス^[3]又は決済サービス^[4]を行う場合、法人格を有する会社又は支店のいずれかによることになる。

A. 会社（子会社）

ドイツにおける多くの会社は、*Aktiengesellschaft – AG*（日本の株式会社）に類似）又は *Gesellschaft mit beschränkter Haftung – GmbH*（日本の合同会社に類似）の形式をとる。

- AG は、英国における Public Limited Company (plc) に相当する公開会社である。AG の機関は、株主総会、取締役会及び監査役会であり、AG には 50,000 ユーロ以上の払込資本と、取締役会を率いる取締役が 1 名以上必要とされる。なお、300 万ユーロ以上の資本を持つ AG には、定款に別段の定めがない限り、2 名以上の取締役が必要である。原則として、取締役会の構成員の国籍や居住地に制限はない。また、AG の株式は、証券取引所で取引され得る（上場可能）。
- GmbH は、英国における Limited Company (Ltd) に相当する非公開会社である。GmbH には 25,000 ユーロ以上の払込資本と、1 名以上の業務執行取締役、及び少なくとも 1 名以上の株主が必要である。業務執行取締役について、国籍や居住地に制限はない。GmbH にも株主総会があり、監査役会を設置することもできる。GmbH の株式は、証券取引所で取引されるものではない（上場不可能）。

これらの二つの会社形態の主な違いは、AG の株式は上場可能であるのに対して、GmbH の株式は非上場であるという点である。GmbH は、設立及び運営に関して AG よりも簡易であるため、EU/EEA に拠点を置く金融機関等がドイツに事業所を設立する際に用いられる一般的な形態といえる。また、GmbH は、後に AG の形態に組織変更することもできる。

B. 支店

ドイツ国内に支店を設立する際の要件に関しては、ドイツ銀行法（*Kreditwesengesetz – KWG*^[5]）セクション 53 に定められている。ドイツに居住する 2 名以上の自然人を支店の支配人として任命しなければならない。支店は、独立した帳簿を管理する義務を負っており、また、執り行う事業及び当該事業において利用される資産に関する会計帳簿を連邦金融監督庁（*Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht – BaFin*）及び

ドイツ連邦銀行に提出しなければならない。

EU 銀行指令 2006/48/EC のもと、EEA メンバーの金融機関による支店の設立は、非 EEA メンバーの金融機関よりも容易であるといえる。EEA メンバーの金融機関の場合、当該機関の活動に関する監督責任は、当該機関の本拠地国の当局が負うため、原則的に BaFin のライセンスは必要とされない。但し、支店が設立される国（本件ではドイツ）における規制当局への報告等が要求される。

銀行及び金融機関等に求められるライセンス

A. ライセンスの種類

ドイツ銀行法セクション 32(1) では、ドイツにおいて銀行業を営み又は商業的に若しくは商業的に組織化された事業体を要する規模で金融サービスを提供しようとする者に、BaFin の書面による許可を取得することを要求している。

- 銀行業
銀行業については、ドイツ銀行法セクション 1 (1) において定義されており、資金の受け入れ（預金等受入業務）、貸付（融資事業）、及び金融商品の売買（プライム・ブローカレッジサービス）を含むとされている。
- 金融サービス
金融サービスについては、ドイツ銀行法セクション 1 (1a) において定義されており、投資仲介業務、他人のための証券売買及びポートフォリオ管理を含むとされている。
- 商業的に組織化された事業
銀行業又は金融サービス業に関する商行為にはライセンスが必要となる。当該活動が一定期間利益を目的として行われた場合、商行為に該当する。但し、事業規模はライセンス要件に影響を及ぼさない点に留意が必要である。したがって、小規模な銀行であってもライセンスが必要となる。

通常 BaFin は、銀行業又は金融サービス業の商行為をカバーする一つのライセンスを発行する。もっとも、ドイツ銀行法セクション 32(2) では、BaFin は、特定の形式の銀行業又は金融サービス業のみを対象とした限定的な、特定の要件又は制限が課されたライセンスを発行することもできるとされている。また BaFin のライセンスは、決済サービス監督法（*Zahlungsdienstleistungsaufsichtsgesetz – ZAG*^[6]）においても、決済サービスの商業上の提供又は電子マネーの発行のために必要とされている（ドイツ銀行法セクション 10、11）。

B. ライセンス付与の手続

銀行業等のライセンス付与手続については、ドイツ銀行法セクション 32 から 38 に規定されている。BaFin への申請に際しては、非常に多くの情報、例えば、事業運営に関して十分な資金を有していることを証明するに足る証拠、信用性を評価するに足る情報（ドイツ銀行法セクション 32(1)）等が要求される。

申請書類及び添付書類は、通常、ドイツ語で又は公証された翻訳を付して提出されなければならない。もっとも、申請書類等が英語で提出された場合、個別の事案において、翻訳が不要とされる場合もある。

申請企業に課される当初の資本要件は、ドイツ銀行法セクション 33 に規定されており、予定される事業活動の性質によることとなっている。例えば、投資助言に関する銀行業ライセンスについては 50,000 ユーロ、投資銀行業については 730,000 ユーロとされている。

また、少なくとも 2 名の専門的かつ信頼性のある業務執行取締役が当該申請企業に任命されていなければならない。そして、そのマネジメントは信用性が高く、当該企業を運営する専門性を有しているものでなければならない。

- 業務執行取締役は、信用性を疑わせるような事実が判明しない限り信用性があるとみなされる。ここでいう信用性を疑わせるような事実には、犯罪記録や既知の過去の法令違反等が含まれる。
- 業務執行取締役は、業務に関連性のある実践的な知識等を有していること及び類似の事業を運営した経験を有していることを証明することができた場合、専門性を有しているとみなされる。それぞれの業務執行取締役は、BaFin に対して履歴書（CV）を提出しなければならない。業務執行取締役がライセンスを受けた同等の企業で、3 年以上（そのうち少なくとも 1 年間はドイツにおいて）経営の経験を有している場合、上記関連性のある経験については推定され得る。
- 業務執行取締役のうち少なくとも 1 名はドイツ語が堪能でなければならない。

ライセンスの申請には、持続可能な以下の点について明らかにした事業計画が含まれていなければならない。

- 事業の種類
- 初期 3 会計年度分の収支計算書を含む予算
- 組織構造
- 内部統制メカニズム

また、新たに事業を始める企業は、倒産した際の投資家保護に備えて、ドイツの銀行グループによって設立された業界団体に所属しなければならない。^[7]

ライセンスの申請が処理されるまで半年から 1 年を要し、BaFin への申請手数料は、通常 2,000 ユーロから 200,000 ユーロである。いずれも申請企業が提供する予定のサービスの範囲によって左右される。

決済サービスのライセンスの付与に係る申請手続等は、ドイツ銀行法セクション 32 における銀行 / 金融サービス業ライセンスと類似しており、また、支店に対するいずれの種類のライセンスの付与も会社に対するものと概ね類似している。

[1] 次号では労働法の問題についても言及する予定である。

[2] 2.A. i 参照。

[3] 2.A. ii 参照。

[4] 決済サービスの提供又は電子マネーの発行（決済サービス監督法（Zahlungsdienstenaufsichtsgesetz）セクション 10、11）

[5] 英語の翻訳は下記にて利用可能である。

https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Aufsichtsrecht/dl_kwg_en.html

[6] 英語の翻訳は下記にて利用可能である。

https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Aufsichtsrecht/dl_zag_en.html

[7] 預金保証及び投資家補償法（Einlagensicherungs- und Anlegerentschädigungsgesetz）セクション 2 及びドイツ銀行法セクション 32(3, 3a)



Author(s) / Contacts

[執筆/日本の窓口]



弁護士 植松 貴史

パートナー / 第一東京弁護士会

> [View Profile](#)

E-mail:

takafumi.uematsu@aplaw.jp

[執筆]



弁護士 都筑 大輔

アソシエイト / 東京弁護士会

> [View Profile](#)

E-mail:

daisuke.tsuzuki@aplaw.jp

[執筆/現地窓口] 渥美坂井ヤンセン弁護士法人 *



ドイツ連邦共和国弁護士 **
フランク・ベッカー

パートナー

> [View Profile](#)

E-mail:

frank.becker@asj-law.jp

フランクフルトオフィス所在地

Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Taunusanlage 21
60325 Frankfurt am Main
Germany

お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
欧州対応チーム

E-mail: info-frankfurt@aplaw.jp

* ドイツ連邦共和国における弁護士法人

** 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。